1998
3月号
◇
348

広報 かわち

KOHO KAWACHI

きれいな川にすみたいな！

水の大切さを訴え、きれいな川を守ろうと３月８日新利根川清掃大作戦が、沿岸12地区のみなさんの協力で行われました。当日、拾い集められたポイ捨て空き缶などは約３トン。

私たち一人ひとりの、ちょっとした心遣いや自然への思いやりが、美しい古里を守ります。

6月1日から

ペットボトルの資源回収 プラスチック系ごみの分別収集開始

◀ペットボトル専用袋

住みよい環境づくりと資源の有効利用のため、六月一日からプラスチック系ごみの分別収集とペットボトルの資源回収を始めます。

現在のところ、プラスチック系ごみは、燃えるごみとして収集し、焼却処理をしています。しかし、マスコミなどでも度々取り上げられているように、その対応が急務となっているダイオキシン対策の一環として、六月一日から分別収集することになりました。これは、プラスチック系ごみは焼却処理をした際、有害物質の発生する率が高いためで、分別収集することによって住みよい環境づくりをしていこうというものです。

また、同じく現在、燃えるごみとして収集しているペットボトルは、リサイクル社会への対応を図っていくため、資源物として回収していくことになります。これに伴って、収集地区割りと収集日が六月一日から変わります。地区割りは、現在の五地区（A、B、C、D、E）から四地区（A、B、C、D）に変わります。

収集地区割りも変更

資源回収できるペットボトルの表示マーク

プラスチック系ごみの出し方

◎ 軟質プラスチック
ビニール
発砲スチロール

この三種類は、プラスチックごみとして、専用の指定袋に入れて出します。収集日は、全地区とも毎週木曜日です。専用のごみ袋は、一枚十五円で販売します。

◎ 硬質プラスチック

燃えないごみとして扱いますので、燃えないごみとして指定袋に入れて出すか、ステッカーをはって出します。

ペットボトルの出し方

資源回収できるペットボトルは、上のマーク表示があるものだけで、資源回収日に収集します。それ以外は、プラスチックごみとして出してください。

・ペットボトルの中を水洗いする。
・キャップをはずし、アルミ製かスチール製の物であれば燃えないごみとして出してください。
・ごみ集積所にネット状のペットボトル専用袋がありますので、その中に入れてください。
・大きさ、色別に分別する必要はありません。

新しい収集日程

・燃えるごみ
毎週月・金曜日――全地区（祝祭日は収集しない）
・燃えないごみ
第2土曜日――A・B地区
第4土曜日――C・D地区（祝祭日の場合は日程を変更する）
・プラスチックごみ
毎週木曜日――全地区（祝祭日は収集しない）
・資源回収
A地区―第1週火曜日以後隔週
B地区―第1週水曜日　〃
C地区―第2週火曜日　〃
D地区―第2週水曜日　〃
（祝祭日は収集しない）

新しい地区割り表

	収集地区
A地区	宿・西・関場・中道・幸谷・堤向・万年・北河原 早井・砂場・丸田・堀割・四ツ家・三ツ家・小巻 広田・竜町歩・藤蔵・大鍋・生鍋・小林町歩・内野
B地区	堤・新橋・古通・中曽根・保村・遠下・高・手栗 庄布川・上組・中上組・下組・愛宕町・中郷 羽子騎・古河林・浄玄
C地区	荒地・大境・片巻・和銅谷・下加納・田川・布鎌 平三郎・十里・下町歩・宮渕・猿島・角崎町歩
D地区	流作・排水機・上金江津・中金江津・下金江津 平川・十三間戸

支払い方法を変更

― 廃棄物減量等推進員報償金 ―

町では、資源回収日における立会い指導やコンテナ等の資材管理を廃棄物減量等推進員の方にお願いし、その謝礼として、実施した回数に応じて報償金を支払ってきましたが、資源物の出し方も周知され、個々への指導も軽減されてきました。

そこで、4月1日から推進員への報償金ということではなく、ごみ集積所の維持管理費ということで一つの集積所につき年間10,000円を行政区に支払うという方法に変更させていただきます。今後とも、よろしくご協力をお願いいたします。

し尿の汲み取り料金が変わります。

四月一日から、し尿の汲み取り料金が一本（三六リットル）二〇〇円から二四〇円に変わります。これは、物価の変動があったにもかかわらずここ十年間料金の値上げをしていなかったことや、消費税の導入、近隣市町村との料金格差など踏まえて新しい料金を設定したものです。なお、浄化槽清掃料金の変更はありません。

浄化槽の保守点検や清掃法定検査は定期的に

浄化槽の設置者は、定期的に保守点検や年一回の検査が法律で義務づけられています。また、浄化槽の清掃に関しては、スカムや沈殿している汚泥、増え過ぎた微生物（活性汚泥）を取り除かないと、浄化槽本来の能力が発揮されず河川を汚染することになります。

浄化槽清掃時に汚泥を全部汲み取らないのは？

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する設備です。汚泥を全部汲み取ってしまうと、浄化をする微生物まで汲み取ってしまうことになるので、種汚泥として約二〇％前後残しておくのです。

なお、十二月はし尿汲み取りや浄化槽清掃の予約が集中し、衛生センターの処理能力を超える日が多くなります。集中する時期を避け事前に行うようにご協力をお願いします。

稼働は平成11年４月を予定

龍ケ崎市板橋町に建設中の新清掃工場は現在、本体工事が急ピッチで進められ、最終処分場の整地作業がほぼ完了しました。焼却・灰溶融・リサイクルの各施設が一体となった工場棟は、無公害であることはもちろん、「人にやさしい施設」を基本に、大地震にも十分耐えうる構造です。また、二重の遮(しゃ)水シートを施した最終処分場は、景観を意識し緑色の不織（ふしょく）布を敷設します。平成11年４月の稼働を目指す新清掃工場。建設工事の進ちょく状況をお知らせします。

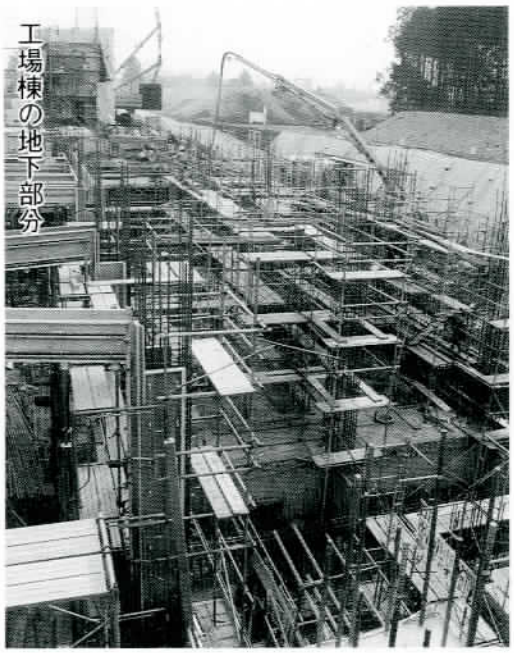

工場棟の地下部分

工場棟・最終処分場とも順調 色使いなど自然景観にも配慮

槌(つち)音響く建設現場。左側の筒状の部分が煙突です

龍ケ崎市・利根町・河内町の一市二町で構成する「龍ケ崎地方塵芥処理組合」が新清掃工場の建設母体です。

現在使用中の城取清掃工場（新利根町）の老朽化が激しく、ここ十年来パンク状態が続いていることが、新清掃工場建設の背景でした。現施設をなるべく早く閉鎖し、将来の人口増にも対応できるクリーンな処理施設の建設は、地域住民の長年の懸案事項であり、悲願でした。平成七年一月、板橋町の皆さまのご理解が得られ、平成九年二月に着工、板橋町安台の約九万六千平方メートルの敷地で現在、建設工事は順調に進んでいます。

工場棟

焼却・灰溶融・リサイクルが一体

延べ床面積一万六千三百九十六平方メートルの「工場棟」は、地上四階・地下二階建てで大部分が鉄筋コンクリート造り。関東大震災クラスの地震にも十分耐えられる構造です。また、外壁の色使いなどは、自然景観を損なわないような配慮がなされます。

現在は工場棟地下部分がほぼ終了し、煙突も立ち上がってきました。地上部分の工事にも一部着手しています。工場棟には焼却・灰溶融・リサイクルの三施設が入りますが、それぞれに組み込まれるプラントも製作が進んでいます。

●焼却施設

棟の中央部分に配置される焼却施設は、ごみを受け入れるプラットホームや焼却するまでの間ごみをためておくピットが作られ、収集車の出入り口はエアーカーテンで遮断、臭気は外部に漏れません。

焼却には「ストーカ」と呼ばれる方式を採用しました。地上一階から四階までの吹き抜け部分に設置される焼却炉内で、ごみは高温で焼却されます。一日の処理能力は現施設の約三倍、百八十トン。さまざまな

新清掃工場建設工事

急ピッチです。

最終処分場

シートを二重化、整地はほぼ完了

整地作業もほぼ終わった最終処分場

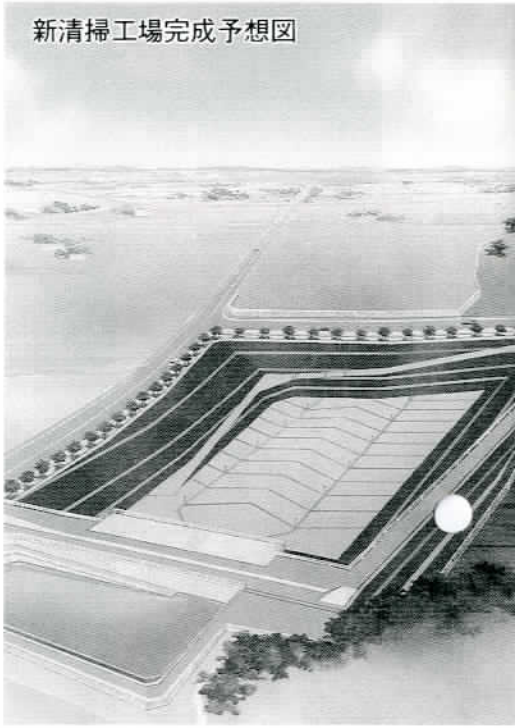
新清掃工場完成予想図

「スラグ」などを埋め立てる最終処分場が、その姿を見せはじめました。

工場棟の北側に隣接した最終処分場の容量は約十二万立方メートル。使用年限は十五年間以上とされ、スラグの再利用が促進されればさらに延命が可能です。二月末の段階で整地作業はほぼ終了し、一番重要な遮（しゃ）水シートの敷設も本格化しています。

二重化されるシートを保護する不織（ふしょく）布は、周辺環境や景観にあった緑色（一部は灰色）を採用します。工場敷地内の雨水を調整するための調整池もほぼ完成に近づきました。池の側面は化粧型枠で自然石をイメージした構造です。

最終処分場に敷設される遮（しゃ）水シート

調整池は完成間近

無公害・クリーンをお約束

新清掃工場・最終処分場とも、最新で最高の技術を駆使し「無公害、そしてクリーン」を改めてお約束します。来年（平成11年）4月には稼働の予定で、その際には愛称も広く募集する考えです。

最新技術を駆使し、ダイオキシンや塩化水素、窒素酸化物などの有害物質や煤じんを取り除きます。厚生省が新たに示した公害防止基準も十分にクリアします。

●灰溶融施設

焼却施設の東側には、新清掃工場の目玉ともいえる「灰溶融施設」が建設されます。ごみを燃やしたあとの残渣（ざんさ＝焼却灰）をさらにもう一度高温で溶かし、細かく砕いたガラス状の「スラグ」と呼ばれる物質に変える最新・最高の技術です。スラグは体積も小さく無害であることはもちろん、将来は歩道ブロックなどへの再利用も期待できます。

●リサイクルプラザ

ごみを「処分」するのではなく可能な限り「再生・再利用」することが、現代の社会の流れであり、新清掃工場の基本的な考え方でもあります。工場棟西側には「リサイクルプラザ」が作られ、ごみに含まれる再生可能な資源を徹底的により分けます。リサイクルの推進は地球環境の保護に加え、清掃工場や最終処分場の延命につながることは言うまでもありません。

人にやさしい施設です

建設中の工場棟は、人にやさしい施設です。出入り口や階段、トイレなどが障害者や高齢者でも安心して使えるよう、さまざまな気配りがなされます。平成八年十二月に茨城県が策定した「ひとにやさしいまちづくり条例」をベースに、構造や設備などをきめ細かく配慮します。

このほか工場棟では、ごみ焼却時の余熱を利用した発電施設なども設置されます。

すべての作業工程はコンピューターで制御され、公害を二十四時間体制で監視する中央制御室は、完成後には見学可能なスペースとなり、施設の運転状況を広く一般に公開します。

生産調整対策にご協力を――個人配分率35・5％

転作の仕組みが変わりました

米は、日本の農業において重要な農産物ですが、年々その需要が減り続けています。このため、政府や民間の持ち越し在庫は適正量を上回り、自主流通米の価格も急落しています。そこで、転作百パーセント達成者のメリットを明確化した新たな米政策「緊急生産調整推進対策」を実施することになりました。

新しい転作の仕組みは、まず「米需給安定対策」と「稲作経営安定対策」という二本の制度に分けられます。この制度に加入するには、転作百パーセント達成が絶対条件です。未達成の場合は、計画流通米（政府米・自主流通米）を出荷することはできません。

達成者に補償金

米需給安定対策

これは、別名「全国とも補償制度」と呼ばれています。生産者が拠出する拠出金と政府からの助成金で基金をつくり、転作実施面積に応じて補償金が受けられる制度です。

この制度に参加できる農家は、水田面積十アール当たり3千円を拠出します。そして、転作百パーセント達成者に、面積に応じて、補償金が交付されます。町では拠出金を転作達成者に限り、全額補てんする計画です。また、計画流通米を出荷しない農家のために、この制度だけ加入し、次の稲作経営安定対策には加入しなくても構いません。

米需給安定対策に加入が条件

稲作経営安定対策

この制度は、自主流通米の価格が下落した場合のために、生産者からの拠出金と国の助成金で資金をつくっておき、この資金から一定の金額を補てんするものです。ですから、産地銘柄米ごとに拠出金額と補てん金額は変わります。

仕組みとしては、過去三年間の自主流通米の平均価格から、補てん基準価格を決定します。そして、当年産の自主流通米の価格が、補てん基準価格を下回った場合に、その差額分の八〇パーセントの額が補てん金として生産者に支払われます。

例えば、ある銘柄米の補てん基準価格が、一俵当たり一万九千円だとします。ところが、実際の販売価格は一万六千円だったと仮定した場合、その差額三千円の八〇パーセントである、二千四百円が補てんされるというわけです。

この制度は、米需給安定対策とセットでの加入が条件となり、また、自主流通米が対象で計画外流通米（自由米）は対象となりません。

米政策確立円滑化事業

この二つの制度のほかに、米政策確立円滑化事業というのがあります。

この事業は、転作百パーセント達成者のメリット対策として行われるもので、九年度、十年度転作達成者で、九年度に自主流通米を出荷した生産者に、六年から八年産自主流通米平均価格と稲作経営安定対策の補てん基準価格との差額の八〇パーセントを助成しようというものです。

銘柄米ごとに受け取る金額は異なりますが、コシヒカリの場合一俵当たり千五十七円になる見込みです。これも拠出金が必要ですが、現在、九年産自主流通米の清算金が充てられる予定です。

「㈱ふるさとかわち」が全国で大きな反響

〝おかずのいらないかわちのお米〟のブランド化により、農家の所得向上、さらには町の活性化につなげようと、昨年九月、第三セクター方式により設立された「㈱ふるさと　かわち」が、全国的に大きな反響を呼んでいます。

「㈱ふるさと　かわち」設立の記事が、専門誌に取り上げられたこともあり、今年に入って千葉県、福島県から関係者らが視察に訪れ、三月三日には、北海道から十六人もが来町し、設立の背景や販売方法などを熱心に視察していきました。

新しい農業委員十七人が決まる

任期満了に伴う、農業委員会委員選挙（定数＝十）が二月十日に告示され、立候補者数が定数と同数だったため、無投票で当選が確定しました。これによって、選挙による委員十人に、推薦による委員七人（議会推薦五人、農協・共済組合推薦各一人）を合わせた十七人の新しい農業委員が誕生しました。任期は、平成十三年二月二十日までです。

また、新しい農業委員による初めての農業委員会が二月二十六日に開かれ、会長に大野治郎氏、会長代理に大野幹雄氏が選出されました。十七人の新農業委員は、次のとおりです（敬称略）。

河内町農業委員会委員

職名	氏名	年齢	住所	備考
会長	大野治郎	54	長竿1603－1	
会長代理	大野幹雄	61	生板4589	議会推薦
委員	酒井康行	60	金江津4738	共済推薦
	藤本勘次	61	十里141	議会推薦
	川村正一	56	小林町歩466	
	山本太一	66	源清田696－1	
	野澤良夫	56	生板736	
	藤ケ崎一郎	49	金江津3840	
	小更庫史	60	長竿212	
	飯島利夫	54	下加納1722	
	織原和夫	65	手栗894	
	長濱善夫	51	源清田2106	
	田仲重雄	62	十三間戸898	議会推薦
	村野賢司	57	龍ケ崎町歩307	議会推薦
	篠田松成	64	片巻861	農協推薦
	野中道太郎	59	平三郎394	議会推薦
	松浦政雄	61	田川709	

議会だより

― 第１回臨時議会 ―

平成10年第１回臨時議会が２月17日に開かれ、農業委員会委員の推薦について審議可決しました。

農業委員会の委員に五氏を推薦

農業委員会委員の任期満了に伴い、次の五人を議会推薦の農業委員に推薦しました。（敬称略）

▽大野　幹雄　▽藤本　勘次
▽野中道太郎　▽村野　賢司
▽田仲　重雄

はいく

かわち俳句会

むつまじの七つの家族福寿草　山本かつ
きさらぎの紫峰筑波の夕茜　鴻野たけ
里の母来たりて匂ふ春菜漬　鴻野三郎
絵馬堂に男結びの梅匂ふ　吉田四郎
夕東風に吹きさらされて辻地蔵　篠本しげる
朝の音汁は大根の千六本　平川和楓
季を知らすわが家の庭の沈丁花　津根としお
春立つや店に並べし種子袋　川口ふく
野火走り中洲の草も黒っ焦げ　中山千代
冴返り上弦の月雲隠れ　橋爪かん
枯芝に日の温もりや腰おろす　諸岡勇
黄金の涙で滑るスケーター　飯島ヨシノ
末黒野孝鳥ねぐらさだまらず　田中白茅
せせらぎの音ほのぼのと初音きく　大関さと
節分や園児達にも鬼の面　大森つや
探梅や空の果から雲一片　四月朔日四郎
春浅し又友逝くと母の声　遠藤正雄
停年へ月ひとつおく大枯野　飯塚まさよし
老いの道迷いしままに梅一輪　田沼和子
老の身にたわむれ降るや春の雪　神崎廸太郎
山茶花や咲く花よりもこぼれ花　本橋澄江
ひと息に口笛吹くや春の土手　諸岡照
早春の日差に畑の草を引く　大塚一重

新しく変わった自分

鴻巣善行 くん
河内中学校2年

僕たちは日本に帰ってきましたが、今思い出すとロンドンとパリの街並みが、とても恋しくてしかたありません。ロンドンのバッキンガム宮殿、ビックベン、ビクトリア・タワー、ロンドン塔、大英博物館、そしてパリのベルサイユ宮殿、ルーブル美術館、ノートルダム寺院、凱旋門、モンマルトルの丘、エッフェル塔、そのほかにも様々な所に行きましたが、その全てが鮮明な記憶として残っています。　その中でも、ルーブル美術館、モンマルトルの丘、エッフェル塔はとても印象に残っています。ルーブル美術館では、元々そこに造られていた城の城壁を見ましたが、機械のない時代に、よくこのような城壁を造ったものだと、とても驚きました。しかも、造ったのは城壁だけでなくその上に城も造ったと思うと、気が遠くなりそうでした。しかし、一つ一つの岩に、岩を削った人のサインのようなものが彫ってあるということを聞くと、なぜかおかしくて少し笑ってしまいました。

それから、「二ケの像」という彫刻の前に来ました。僕はこの彫刻のことを知らなかったのですが、同行していた記者の鈴木さんが、「ナイキの名前の由来はこの像からきているんだ」と教えてくれました。僕はその時、自分の耳を疑りました。それは、あんなに有名な会社の名前が、この像からきているとはとても考えられなかったからです。つまり、この像の名前をどう換えれば、ナイキとなるのか分からなかったからです。そのことを鈴木さんに聞くと、「二ケをローマ字で書くと、NIKEとなる。これを別な読み方をすると、ナイキとなるからだよ」と教えてくれました。僕はその時、友達にもナイキのことを、ふざけてニケと読んだ人がいたことを思い出し納得しました。その後、ミロのビーナスやモナリザなど、有名な彫刻や絵画を見てその場を後にしました。

次にモンマルトルの丘ですが、この小高い丘から見るパリの街と、この丘で修業している画家たちのそれぞれの特徴ある絵がとても思い出に残っています。画家たちの絵は、水彩画や油絵など様々な画法で描かれ、その絵のあまりの美しさについ見とれてしまいました。ほかにも、大道芸人や有名な画家が描いた場所など、初めて見るものばかりで、ついうれしくなってしまい、写真を撮り過ぎてしまい

◀ モンマルトルの丘の近くにある寺院

ました。

この中で一番印象に残っているのは、やはりエッフェル塔でした。なぜかというと、それは僕が高所恐怖症だったからで、三百メートルも登るなんて、とても考えられませんでした。実際に登ってみると、やはり怖かったです。しかし、エッフェル塔で食事をしたり、最上部からパリの夜景を見ているうちに、だんだん慣れてきて、初めは「うわぁ、もうだめだ」などと言っていたのが、帰るころには、自分でも高所恐怖症が治ったようで驚きました。

こうしてこの旅のことを思い出すと、自分がずいぶん変わってきたことに気付きます。しかし、より以上に自分の考えを、自分自身を変えてくれたのは、何と言ってもロンドンとパリの中学生との交流でした。向こうの中学生は、僕達のように外国の中学生と交流すると言われただけで緊張してしまうような感じではなく、とても自由で心が広く、僕達にもやさしく話しかけてくれました。

その時、僕はいきなりだったので混乱してしまいうまく話せませんでしたが、どんなに下手な英語でも、会話ができたという喜びと感動を八人全員がもったと思います。僕は中学生との最初の交流の朝、上手く会話ができるかどうか不安でしたが、行動を共にしていくうち、もっと長い時間一緒にいたいという気持ちになってきました。

僕はこのことを通して、自分の少し内気だった性格が変わり、また、今まで遠いように思えたヨーロッパの国々が、とても近いように思えました。最後に、この旅全体のことを考えてみると、日本を離れ外国に行ったことが、いろいろな意味でかなり自分を変えることができたと思います。これは、こういった機会があったからできたもので、このような経験ができたことを幸せに思います。

支給されます

臨時福祉特別給付金

平成10年分所得税等の特別減税に関連して、老齢福祉年金や特別障害者手当を受けている方などに対して、次の臨時福祉特別給付金が支給されます。

福祉給付金－支給額１万円

基準日（平成10年２月１日）において、２月分の次のいずれかの年金、手当を受給できる方

■老齢福祉年金 ■障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの ■遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの ■児童扶養・特別児童扶養手当 ■特別障害者手当 ■障害児福祉手当 ■福祉手当（経過措置分） ■原爆被爆者諸手当

ただし、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などには、それぞれの制度から別に同じような措置がとられます。

介護福祉金－支給額３万円

基準日において、生活保護を受けている方か、平成９年度分の町民税所得割が課せられなかった方で、次のいずれかに該当する方が対象です。

■基準日において、平成９年８月１日以前から寝たきりか痴ほうなどのため、常に介護を必要としている65歳以上の方

■本年２月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置分）を受給できる方

ただし、基準日において、病院や老人保健施設に平成９年10月31日以前から入院、入所している方、特別養護老人ホームなどに入所されている方は除きます。

特別給付金－支給額１万円

基準日において65歳以上の方（昭和８年２月１日以前に生まれた方）で、平成９年度分の町民税が課されなかった方

臨時福祉特別給付金の支給対象の方には通知を差し上げましたが、通知がなくても該当すると思われる方は、３月25日までに申し出てください。

申し出・問合せ先

民生課 内線161

住民課年金係 内線184

ぼくの わたしの 夢

［金江津保育所］

関口　真行くん
おもちゃ屋さん

清水　春紀くん
お医者さん

沼崎　大地くん
宇宙飛行士

浅野　伸明くん
ペンキ屋さん

篠田　正悟くん
画　家

江口　雅人くん
サッカーの選手

飯島　恵理ちゃん
ケーキ屋さん

青野　友香ちゃん
ケーキ屋さん

根本　玲奈ちゃん
お花屋さん

山口　真依ちゃん
お人形屋さん

鈴木　達也くん
ＳＬの運転手

佐藤　大地くん
サッカーの選手

松沢　杏咲ちゃん
スチュワーデス

笑いで若返る

寿人生大学

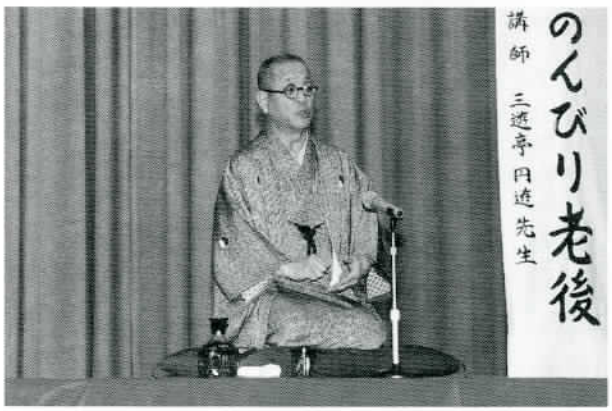

三月三日、環境改善センターを会場に九年度最後の寿人生大学が、三百人のお年寄りが参加して開催された。人生大学は、年に四回ほど開催されますが、今回の講師は、落語家の三遊亭円遊師匠。師匠は、古典落語や艶笑小噺などのほか、テレビ、ラジオなどでも活躍されています。

当日は「笑いとゆとりでのんびり老後」と題し、お年寄りにとって笑いが健康には一番だと、得意の話術でお年寄りの皆さんを大いに楽しませ、会場を笑いの渦に引き込んだ。

白銀の世界を楽しむ

親子スキー教室

二月二十四・二十五日の両日、群馬県水上藤原スキー場で町（生涯学習課）主催による、親子スキー教室が行われた。

三十四人の参加者は、二十四日の午前三時に河内町を出発。ちょっと睡眠不足の子どもたちも、スキー場に到着すると一面の雪景色に大騒ぎ、ちょっと興奮気味の子どもたちは、親たちの心配をよそにさっそくゲレンデへ。

子どもたちはもちろん親たちも、普段見る機会の少ない白銀の世界を大いに楽しみ、インストラクターの指導を熱心に受けていた。

健康をささえる

みんなの国保

私たちが病気やけがなどで病院にかかる場合、かかった医療費の一部を支払うだけで医療が受けられます。残りは、国保（国民健康保険）が負担してくれます。そして、この国保の主な財源は、私たちが納める国保税です。ですから、国保税の未納などがあると、国保の財政はひっ迫し、私たちにも大きな負担がかかってきてしまいます。

国保税の納め方

それぞれの職場の健康保険（社会保険や共済組合など）に加入している人や、生活保護を受けている人などを除いて、みんなが国保の加入者（被保険者）になります。また、一人ひとりが被保険者でも、国保への加入は世帯ごとに行います。つまり、保険証は、各世帯に一枚交付されます。

そして、国保税は、国保の被保険者となった月の分から納めるようになります。被保険者となるのは、職場の健康保険を抜けたときや、ほかの市区町村から転入してきたときなどで、加入の届け出をしたときからではありません。ですから、届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければなりません。これを、遡及賦課（そきゅうふか）といいます。

国保では、一人ひとりが被保険者でも、国保税の納付義務者は世帯主にあります。世帯主本人がサラリーマンなどで職場の健康保険に加入していても、世帯内に国保の被保険者がいる場合は、世帯主は、期日までに国保税を納めなければなりません。

国保税を納めないと

国保制度は、相互扶助制度です。それぞれの収入に応じてお金（国保税）を出し合って、病気やけがなどをしたときの医療費に充てようとするものです。もし、私たちが国保税を滞納したとすると、納めている方の負担が重くなってしまうだけでなく、国保制度の運営が困難になりかねません。ですから、国保税は納期内に必ず納めてください。

もし、災害など特別な事情がないのに長い間、国保税を滞納し納付相談にも応じない世帯には、保険証を返してもらったり、国保の給付を差し止めするなどの措置をとることがあります。

退職者医療制度

長い間、会社や役所などに勤めていて退職し、現在国保に加入していて厚生年金などを受けている七十歳未満の方、および、その方に扶養されている方は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

この制度は、厚生年金や共済年金などへの加入期間が、合計で二十年以上あるか、または、四十歳以降に十年以上加入していた方で、厚生年金などを受けている人が対象になります。該当する方は、年金証書を持参の上役場の住民課国保係まで届け出をしてください。

医療を受けるときは、窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診します。自己負担の割合は、外来、入院とも二割です（ただし、扶養されている方の外来は三割）。

家を建てるには 建築確認申請が必要です

平成元年八月、河内町は都市計画区域の指定を受け、住みよいまちづくりに取り組んでいます。この都市計画区域内で家の新築や増改築をする場合、次のような建築基準法の制限があります。

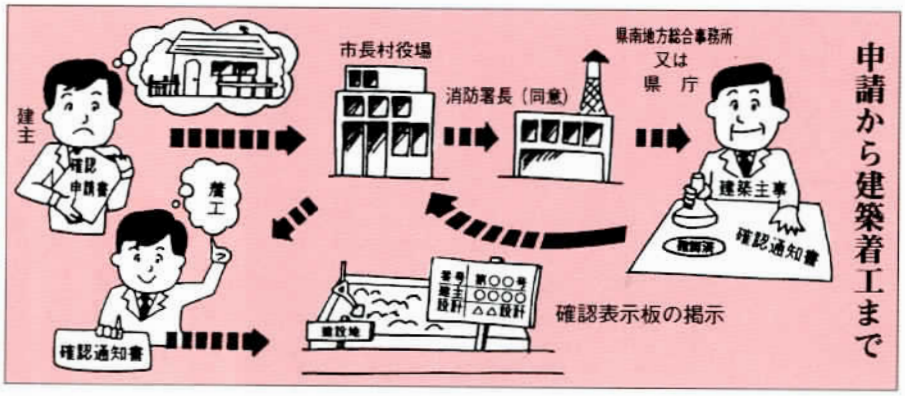

建築確認

家などを建築（新築・増改築・移転）するときは、建築確認申請書を県南地方総合事務所にある建築指導課に提出し、県の確認を受けてから工事を始めてください。なお、建築確認申請書は、四月一日からフロッピーデスクによる申請の受け付けもできます。

また、工事場所には、確認済みであることを明記した確認表示板を、必ず掲示してください。

接道義務

◎家などを建築しようとする敷地は、幅四メートル以上ある道路に、二メートル以上接していなければなりません。（図―1）

◎一・八メートル以上四メートル未満の道路の場合は、その道路の中心から二メートル以上後退して門、へいなどを含むすべての建築物を建築しなければなりません。（図―2）

設計などの資格

建築物の設計や工事の監理などは、建物の構造や面積などによって、その資格が義務付けられていて、一級建築士または二級建築士でなければできないことになっています。家などを建築する予定のある方は、最寄りの建築士にご相談ください。

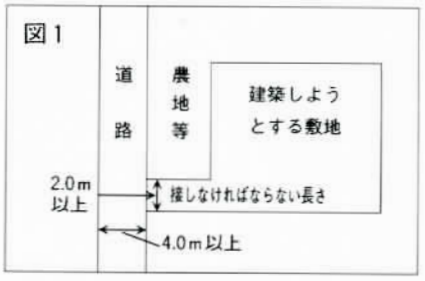

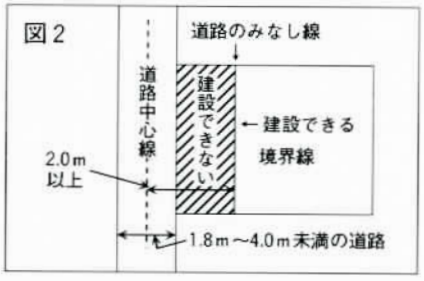

問合せ先
都市計画課都市計画係
内線　155番

2月 町長の動き

■2日(月)庁議
■3日(火)公共処理場立地調査会
■8日(日)綱引き大会、つつみ会館運営審議委員会研修（～9日）
■10日(火)入札、生きがい健康まつり、衛生組合定例議会
■11日(水)利根町凧あげ大会
■12日(木)区長会議
■13日(金)塵芥処理組合定例議会
■15日(日)消防団本部研修
■16日(月)水道運営審議会
■17日(木)臨時町議会、防犯協会受賞祝賀会
■19日(木)稲敷広域定例議会、国保運営協議会研修（～20日）
■22日(日)いなしき女性の集い
■23日(月)下水道運営審議会研修（～24日）
■25日(水)土地開発公社理事会、衛生組合施設竣工式、町村長・議長合同自治研究会
■26日(木)農業委員辞令交付、農業委員会、新利根町議会との交流会、福島県より「ふるさとかわち」視察
■27日(金)河内・新利根心配ごと相談員合同会議、郡騒音対策協議会

町の歴史あれこれ ㊱

町史編さん嘱託員　鈴木　久

平川のオビシャとしも茶船唄（その２）

平川オビシャの神あそび

平川のオビシャ正月堂は、本堂渡しの神事と唄や踊りの「神あそび」からなっています。今回は「神あそび」について紹介してみましょう。

午後一時頃からの「お堂渡し」が終わって新当屋一行が退席した後、この行事に入ります。昭和三十八・九年ころまでは、「馬出し」と家族の無病息災を願う「墨塗り」の奇習もあって話題を呼びましたが耕耘機の出現とともに行われなくなりました。

午後四時半頃、旧当屋に三人の「祢宜殿」と「ホカイ」と呼ばれる十人程の女衆が太鼓と囃子とともに現れます。

祢宜殿迎えて「おなり」

正面の祢宜殿は墨と紅で化粧をこらし、恵比寿・大黒を思わせる出で立ちで、御幣と陽物を象ったすりこぎ棒を持ち、左右の女衆による神様を迎える「おなり」の唄でこの行事は始まります。

お鳴り鎮めてお聞きあれ、
これも祝いの神あそび
（繰り返し）
続いて当屋を渡してお目出度いと唄います。
これさまのご当人はながのしゅもりでご退屈、
相当までも、お渡し申して
お目出度い（繰り返し）

次ぎに、神様への供物としてお銚子と金銀を表す「きんぴらごぼう」と「しら和え」を盛った皿を捧げて唄に合わせて踊りながら祢宜殿の前に進みます。

白銀の銚子差し上げ
産土神供うじます
（繰り返し）

さらに「五葉の松」、祓い清めの「榊葉」、そして

一つまいれよ祢宜殿よ
神よ祢宜がら囃しがら
囃し申せよ祢宜殿よ

と祢宜殿に唄いかけ、「弥勒唄」、あんば囃子の「磯辺」と、唄と踊りが続きます。

▲ 木下茶船『木曽名所図会』より。木下茶船は、延宝６年（1678）に４艘ではじまったという。大きさは長さ４間ほど、８人乗りであった。（「図説 千葉県の歴史」より引用）

しも（下）茶舟平川唄

「神あそび」のクライマックスは銚子大漁節の本歌といわれる下茶船唄と踊りです。茶舟とは、江戸時代、木下から出た香取・鹿島・息栖神社の三社参りのための長さ四間の八人乗りの遊覧船で、年間四千艘の茶船が木下から出たといわれ、そこで唄われたが下茶船唄で、今に唄い継いでいるのは平川だけということで、十番まである数え唄です。

一ツとせい
一番船をば乗り出して
中には三味線、笛、太鼓
この下茶船（以下繰り返す）
二ツとせい
日本で名高い下茶船
夕げ勇んで下りける
三ツとせい
皆も出て見ろこの河岸へ
乗り合いお客の賑やかさ
四ツとせい
夜に出て夜に来る木下の
番船つとめる船頭さん
五ツとせい
いつに似合わぬ今日こそは
流れに追い風矢の如く
六ツとせい
向う雨風いとわずに竿さす
船頭さんの勇ましさ
七ツとせい
何と言うても木下の
宿場の商人皆繁盛
八ツとせい
山は後ろよ前は川
流れに輝く茶屋の軒
九ツとせい
漕げば神崎はや香取
息栖に鹿島を巡り来る
十とせい
とうとう三社を回り来て
平川上りでお目出度い
この千秋楽

▲「神あそび」の踊り

「この千秋楽」で唄い収めて「直会」（食事）をし一行は新当屋に向かいます。

待ちかねたよ、待ちかねた
秋の出穂よりまだ待ちだ
秋の出穂より待ちだ

受け方の縁側では唄に合わせ箒をもった二人が踊ります。座敷では「神あそび」の唄と踊りが繰り返され、

さらりさらりとお立ちあれ
名残り名残りは富士の山程

この唄で新当屋を後にし、三社を回り、観頂院で解散しすべて行事が終ります。

☎ガイド

役　　場	㊹2111
水　道　課	㊹2361
つつみ会館	㊻3740
保健センター	㊹4486
学校教育課	㊹3322
生涯学習課（中央公民館）	㊹2843
給食センター	㊹2845
福祉センター	㊹3699

生活

家屋評価実施に伴う固定資産税について

固定資産税は、土地や家屋、償却資産の評価を基にして課税される税金です。評価は、自治大臣の示す固定資産評価基準に定められた手続きによって評価し、町長が決定します。

納税義務者は、毎年一月一日現在での固定資産の所有者とし、固定資産課税台帳に登録され、固定資産の評価に税率（一・四／一〇〇）を乗じて算出します。

今回の未評価家屋調査につきましては、課税の公平、公正化を期すため、平成七年一月一日現在で固定資産評価事業を行い課税台帳と照合、未評価家屋の抽出をして家屋の評価を行いました。この家屋評価により、平成十年度の固定資産税が課税されます。

＊家屋の認定は

建築目的を問わず、土地に定着し家屋（居宅・物置・倉庫・車庫・作業所・畜舎など）とし、主要な屋根、外壁（三方）、基礎を備えたものをいいます。

＊評価の方法は

評点式評価法における、建物再建築費評点基準表により、現在の評価額を算出し、これに経過年数減点補正率（最高二〇％）を乗じて求めます。また、三年に一度評価替が行われます。

3月の納税

◇　国民年金保険料　12期　◇

徴収日は３月27日です。

大型貨物自動車通行止め及び通行止め解除のお知らせ

―― 新たに通行止めになる区間

―― 通行止めが解除される区間

下図の２つの区間で大型貨物自動車の通行が禁止になります。また、これまで通行が禁止されていた区間が解除になります。禁止、解除になるのは、３月下旬の予定です。詳しくは、竜ケ崎警察署交通課まで。☎62－0110

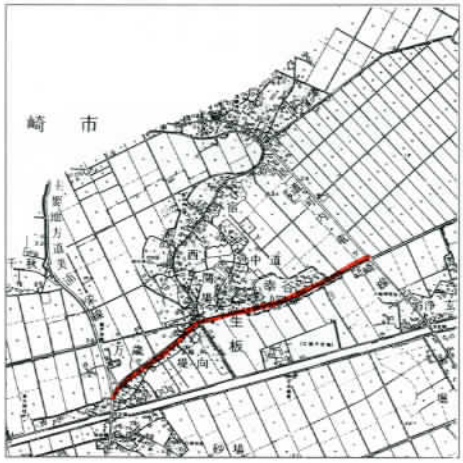

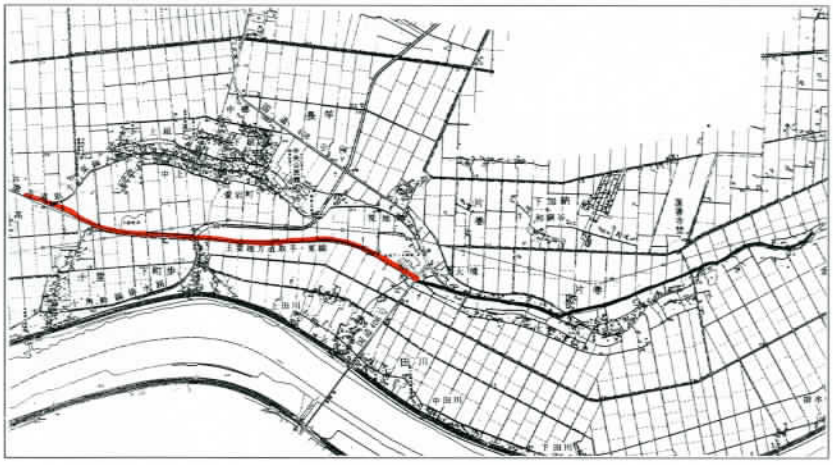

また、納税に対しては、納税組合報奨金、前納報奨金の制度があります。

納税組合報奨金は、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の税額の二％が報奨金として納税組合に還付されます。

前納報奨金は、一期の納期に前納した場合に還付される制度で、住民税と固定資産税が対象になり、報奨金率は次のとおりです。なお、住民税は普通徴収のみが対象となります。

・**住民税**　二期の税額分の一〇％

・**固定資産税**　二期の税額分の一八％

問合せ先　税務課

保育所の保育料を改正

四月一日から、一部改正になった児童福祉法が施行されます。その中で、保育所徴収金基準額も改められ、町でも保育料の見直しをすることになりました。

現行の保育料は、昭和六十三年四月に改正されて以来、十年にわたり据え置かれてきました。その間、歳出面での保育所運営費の対策として、保育所の運営体制の改善により経費の抑制をしてきました。しかし、延長保育など保育サービスの拡充や保育内容の充実などで、運営費は急激に増え続けています。

一方、歳入については、国や県からの児童措置費負担金（補助金）の伸びは歳出に比べて鈍く、その分、町の負担増につながっています。これまで、町の負担分については、一般財源から補てんし、保護者への負担増となる保育料を抑制してまいりました。

しかし、町における諸事業の遂行と住民全体へのサービスなどを考慮し、今の厳しい財政状況の中においては、保育料の引上げはやむを得ないとの考えから、四月から保育料の見直しを、次の二点で行います。

・**階層（料金）区分の変更**―十七階層から十階層に

・**引上げ率**―平均一九・二％

休日診療当番医

◇**江戸崎地区**（市外局番0298）

＊古橋医院を除く、池延医院は市街局番なし

【3月】

21日	鈴木クリニック	92-3640
22日	池延医院	87-2070
29日	坂本(美)医院	92-2627

【4月】

5日	古橋医院	0299-78-3770
12日	鴨下医院	92-2619
19日	大久保医院	94-2733

◇**竜ケ崎地区**

＊上段が内科、下段が外科です。

【3月】

21日	秋山診療所	64-1651
	さくらクリニック	65-1211
22日	横田医院	62-0047
	斎藤クリニック	64-3527
29日	吉澤胃腸科医院	66-0977
	みやおかクリニック	62-3761

・4月以降は未定

＊診療を受ける際は必ず電話で確かめてください。

暴力相談のご案内

竜ケ崎地区暴力排除推進協議会では、専門の弁護士を招いて暴力でお悩みの方の相談を行います。

日時　3月27日　午後1時から4時

会場　龍ケ崎市役所2階会議室

問合せ　竜ケ崎警察署　☎62―0110

九年度国民年金保険料口座振替促進キャンペーンプレゼント当選者（敬称略）

日暮　仁（長竿）
島崎みよ子（十里）
竹尾　美保（金江津）
三浦　秀夫（金江津）
萩原　明（庄布川）
榊原　久利（十三間戸）
菅生　光俊（生板）
鈴木　正芳（庄布川）
川口　節子（金江津）
伊野めぐみ（生板）
畑中　正士（生板）

善意のご寄付

（敬称略）

・**竜ケ崎ききょうライオンズクラブ**
会長　戸田　穂波
車いす2台

・**江戸崎ロータリークラブ**
車いす3台
―以上　町へ

・**長寿クラブ女性の部**
112、157円

・**常陽銀行竜ケ崎支店**
20、000円
―以上　社会福祉協議会へ

4月のゴミ収集カレンダー

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	7、21	D地区	14、28	A地区	16	D地区	2、30
B地区	8、22	E地区	1、15	B地区		E地区	
C地区	9、23			C地区			

燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月曜日と金曜日	4月中の予約―5月2日

■問合せ　都市計画課環境衛生係　☎ 内線155、156

外国からの留学生を囲んで桜の花見はいかが（参加費無料）

・日時　4月4日（土）午前11時～午後2時
・会場　竜ケ崎市森林公園（雨天の場合はブライダルホール下平）
・催物　龍神太鼓　ちゃんこ鍋　もちつき大会
・問合せ　竜ケ崎ききょうライオンズクラブ　☎64―6221

戸籍の窓

2月届出分（敬称略）

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
友香	村野　誠	竜丁歩
麻帆	秋山正典	中上
孟寛	曽根田春猛	南丸田
巴斗	土屋暢広	中郷
侑希	吉岡健一	砂場
彩里	廣瀬　裕	庄布川
理奈	宮本正巳	荒地

おくやみ

氏名	年齢	地区
山口宰男	76	中金江津
香取さだ	71	北丸田
篠本きみ	85	宿
櫻井　廣	48	上金江津
石山勝太郎	67	宿
酒井丈夫	88	下加納
境　てる	78	下金江津
神崎萬夫	73	中金江津
小川あい子	65	下加納
廣瀬とみ	89	庄布川
長峰ふみ	76	早井
仲久木くに	80	角崎町歩
大古みよ	82	中上
渡邊辰男	81	上組
重田みち	86	和銅谷

＊掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

町の人口と世帯

平成10年3月1日現在

人口	12,054人	(−16)
男	5,955人	(−8)
女	6,099人	(−8)
世帯数	3,177戸	(−1)

文化財 ⑧

かわちの

大権修理菩薩坐像（だいげんしゅりぼさつざぞう）

所在地　長竿104番地
所有者　海禅寺住職　久保一雄氏

像の高さは四五・五センチで、足先までは五七・五センチある。木造で漆の上に金箔がはられているが、金箔は新しくはり直したもので、海禅寺本尊である釈迦如来坐像やその脇に安置されている阿難立像、伽葉立像（三体については、先月号で紹介）と同じ作である。

製作年代は、中国明時代末期で作者は不詳、海禅寺本堂内陣右の棚の上に安置されている。

広報かわち
平成10年3月15日発行
■編集 河内町秘書広聴課
〒300−1392
茨城県稲敷郡河内町源清田1183